

昭和二十五年法律第一号

刑事補償法

(補償の要件)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)による通常手続又は再審若しくは非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が同法、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)又は経済調査庁法(昭和二十三年法律第二百六号)によつて未決の抑留又は拘禁を受けた場合には、その者は、国に対して、抑留又は拘禁による補償を請求することができる。

2 上訴権回復による上訴、再審又は非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が原判決によつてすでに刑の執行を受け、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第十一条第二項の規定による措置を受けた場合には、その者は、国に対して、刑の執行又は措置による補償を請求することができる。

3 刑事訴訟法第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十五条の二又は第四百八十六条第二項(これらの規定を同法第五百五条において準用する場合を含む。)の収容状による抑留及び同法第四百八十一条第二項(同法第五百五条において準用する場合を含む。)の規定による留置並びに更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第六十三条第二項又は第三項の引致状による抑留及び留置は、前項の規定の適用については、刑の執行又は措置とみなす。

(相続人による補償の請求)

第二条 前条の規定により補償の請求をすることができる者がその請求をしないで死亡した場合には、補償の請求は、相続人からすることができる。

2 死亡した者について再審又は非常上告の手続において無罪の裁判があつた場合には、補償の請求については、死亡の時に無罪の裁判があつたものとみなす。

(補償をしないことができる場合)

第三条 左の場合には、裁判所の健全な裁量により、補償の一部又は全部をしないことができる。

一 本人が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作為することにより、起訴、未決の抑留若しくは拘禁又は有罪の裁判を受けるに至つたものと認められる場合

二 一個の裁判によつて併合罪の一部について無罪の裁判を受けても、他の部分について有罪の裁判を受けた場合

(補償の内容)

第四条 抑留又は拘禁による補償においては、前条及び次条第二項に規定する場合を除いては、その日数に応じて、一日千円以上一万二千五百円以下の割合による額の補償金を交付する。懲役、禁錮若しくは拘留の執行又は措置による補償においても、同様である。

2 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであつた利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならない。

3 死刑の執行による補償においては、三千万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金を交付する。ただし、本人の死亡によつて生じた財産上の損失額が証明された場合には、補償金の額は、その損失額に三千万円を加算した額の範囲とする。

4 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、同項但書の証明された損失額の外、本人の年齢、健康状態、収入能力その他の事情を考慮しなければならない。

5 罰金又は科料の執行による補償においては、既に徴収した罰金又は科料の額に、これに対する徴収の日の翌日から補償の決定の日までの期間に応じ徴収の日の法定利率による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。労務場留置の執行をしたときは、第一項の規定を準用する。

6 没収の執行による補償においては、没収物がまだ処分されていないときは、その物を返付し、既に処分されているときは、その物の時価に等しい額の補償金を交付し、また、徴収した追徴金についてはその額にこれに対する徴収の日の翌日から補償の決定の日までの期間に応じ徴収の日の翌日の法定利率による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。

(損害賠償との関係)

第五条 この法律は、補償を受けるべき者が国家賠償法(昭和二十二年法律第二百五号)その他の法律の定めるところにより損害賠償を請求することを妨げない。

2 補償を受けるべき者が同一の原因によつて他の法律によつて損害賠償を受けた場合において、その損害賠償の額がこの法律によつて受けるべき補償金の額に等しいか、又はこれを越える場合には、補償をしない。その損害賠償の額がこの法律によつて受けるべき補償金の額より少いときは、損害賠償の額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

3 他の法律によつて損害賠償を受けるべき者が同一の原因によつてこの法律によつて補償を受けた場合には、その補償金の額を差し引いて損害賠償の額を定めなければならない。

(管轄裁判所)

第六条 補償の請求は、無罪の裁判をした裁判所に対してしなければならない。

(補償請求の期間)

第七条 補償の請求は、無罪の裁判が確定した日から三年以内に行なければならない。

(相続人の疎明)

第八条 相続人から補償の請求をする場合には、本人との続柄及び同順位相続人の有無を疎明するに足りる資料を提出しなければならない。

(代理人による補償の請求)

第九条 補償の請求は、代理人によつてもすることができる。

(同順位相続人の補償の請求)

第十条 補償の請求をすることができる同順位相続人が数人ある場合には、その一人のした補償の請求は、全員のためその全部につきしたものとみなす。

2 前項の場合には、請求をした者以外の相続人は、共同請求人として手続に参加することができる。

(同順位相続人に対する通知)

第十一条 裁判所は、相続人から補償の請求を受けた場合において、他に同順位相続人があることを知つたときは、すみやかにその同順位相続人に対し補償の請求のあつた旨を通知しなければならない。

(同順位相続人の補償請求の取消)

第十二条 補償の請求をすることができる同順位相続人が数人ある場合には、補償の請求をした者は、他の全員の同意がなければ、請求を取り消すことができない。

(補償請求の取消の効果)

第十三条 補償の請求をした者が請求を取り消したときは、その取消をした者は、さらに補償の請求をすることができない。

(補償請求に対する裁判)

第十四条 補償の請求があつたときは、裁判所は、検察官及び請求人の意見を聞き、決定をしなければならない。決定の謄本は、検察官及び請求人に送達しなければならない。

(補償請求却下の決定)

第十五条 補償請求の手続が法令上の方式に違反し、補正することができないとき、若しくは請求人が裁判所から補正を命ぜられてこれに応じないとき、又は補償の請求が第七条の期間の経過後にされたときは、請求を却下する決定をしなければならない。

(補償又は請求棄却の決定)

第十六条 補償の請求が理由のあるときは、補償の決定をしなければならない。理由がないときは、請求を棄却する決定をしなければならない。

(同順位相続人に対する決定の効果)

第十七条 補償の請求をすることができる同順位相続人が数人ある場合には、その一人に対してした前条の決定は、同順位者全員に対してしたものとみなす。

附則（昭和三十九年五月二十九日法律第八六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年五月三〇日法律第七五号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

附則（昭和四八年六月二二日法律第三七号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

附則（昭和五〇年一月二〇日法律第八七号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

附則（昭和五三年四月二二日法律第二八号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

附則（昭和五五年五月七日法律第四二号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

附則（昭和五七年八月一〇日法律第七六号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

附則（昭和六三年五月一七日法律第四二号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

附則（平成四年六月二六日法律第八三号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

附則（平成四年六月二六日法律第八三号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

附則（平成一四年六月二二日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成一六年六月九日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中国際捜査共助法第三章及び第四章を加える改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成一七年五月二五日法律第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年六月二五日法律第八八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の二、第三百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附則（令和五年五月一七日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条のうち、刑事訴訟法目次、第九十三條及び第九十五條の改正規定、同条の次に三條を加える改正規定、同法第九十六條の改正規定、同法第一編第八章に二十三條を加える改正規定（第九十八條の二及び第九十八條の三に係る部分に限る）、同法第二百八條の二の次に三條を加える改正規定、同法第二百七十八條の二を第二百七十八條の三とし、第二百七十八條の次に一條を加える改正規定、同法第三百四十二條の次に二條を加える改正規定、同法第三百九〇條の次に一條を加える改正規定、同法第四百二條の次に一條を加える改正規定、同法第七編中第四百七十一條の前に章名を付する改正規定、同法第四百八十四條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法第五百二條及び第五百七條の改正規定、同法同条を第五百八條とし、第五百六條の次に章名及び一條を加える改正規定並びに同法本則に八條を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三條、第七條第一項、第八條第一項及び第二項並びに第十二條の規定、附則第十三條中刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一條第三項の改正規定、附則第十四條及び第十五條の規定、附則第十六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三百十八号）以下「日米地位協定刑事特別法」という。）第十三條の改正規定、附則第十七條中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）以下「日国連裁判権議定書刑事特別法」という。）第五條の改正規定、附則第十九條中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九法律第五百一十一号）以下「日国連地位協定刑事特別法」という。）第五條の改正規定、附則第二十四條中国際受刑者移送法第二十一條の改正規定（第四百八十四條）を「第四百八十四條から第四百八十五條まで、第四百八十六條」に改める部分を除く、附則第二十五條の規定、附則第二十六條中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四條第一項の表第四十三條第四項、第六十九條、第七十六條第三項、第八十五條、第八八條第三項、第二百二十五條第一項、第二百六十三條第一項、第二百六十九條、第二百七十八條の二第二項、第二百九十七條第二項、第三百十六條の十一の項の改正規定（第二百七十八條の二第二項）を「第二百七十八條の三第二項」に改める部分に限る、附則第二十七條中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六條の改正規定、附則第二十八條第一項の規定並びに附則第三十七條中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十一條第七項の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四及び五 略

六 第一条中刑事訴訟法第三百四十二条の次に七条を加える改正規定、同法第三百四十五条の次に三条を加える改正規定、同法第四百三条の二の次に二条を加える改正規定、同法第四百六九条に一項を加える改正規定、同法第四百七十九条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十三条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四百九十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第四百九十四条の次に十三条を加える改正規定並びに第三条（第七十二条第一号を削る改正規定を除く。）の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第八条第三項並びに第十一条第一項及び第二項の規定、附則第十三条中刑事補償法第一条第二項の改正規定、附則第十八条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定（「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分に限る。）、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第八十三条第三項の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第七十二条第二号の改正規定、附則第二十九条の規定、附則第三十条中少年鑑別所法第二百二十五条第三号の改正規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九条の改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（刑事補償法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 第三号施行日から第六号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の刑事補償法第一条第三項の規定の適用については、同項中「、第四百八十五条の二又は第四百八十六条第二項」とあるのは、「又は第四百八十六条第二項」とする。